

熊本市健康増進計画
熊本市食の安全安心・食育推進計画
熊本市歯科保健基本計画

第3次 健康くまもと21 基本計画



計画の期間 令和6年度(2024年度) ▶ 令和17年度(2035年度)

熊 本 市

令和6年(2024年)3月

ごあいさつ

近年わが国は、本格的な人生100年時代を迎えています。生涯を通して健康で豊かな生活を送るためには、「健康寿命」をいかに延ばすかが大きな課題です。国の計画である「健康日本21(第3次)」では、健康寿命の延伸が目標の一つになっており、本市の第8次総合計画においても「人生100年時代を生きるための健康づくりの推進」という施策を掲げております。

これまで本市におきましては、平成8年(1996年)に「熊本市歯科保健基本計画」、平成14年(2002年)に「健康くまもと21基本計画」、平成20年(2008年)に「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定するなど、積極的に市民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりました。

このような中、平成28年(2016年)の熊本地震では、多くの方々が被災され、市民の皆様の健康にも様々な影響がありました。さらに、令和2年(2020年)以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出機会の減少による身体活動量の低下や、地域活動の制限による孤独感やストレスの増加など、新たな健康課題も発生しており、更なる取組の推進が必要となっております。

このたび、第2次計画の期間が終了するにあたり、国の計画やこれまでの成果と課題などを踏まえ、健康増進計画、食の安全安心・食育推進計画、歯科保健基本計画の3つの計画を一本化し、健康寿命の延伸を全体目標とする「第3次健康くまもと21基本計画」を策定しました。本計画では、健康意識の醸成や健康分野における地域コミュニティづくりを通して市民の皆様に寄り添った取組を確実に実行し、「全ての市民が生涯を通して住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる持続可能なまちの実現」を目指してまいります。

そのためには、本計画に掲げる様々な取組を行政のみならず、医療・福祉関係機関や企業・事業所、市民の皆様方と連携して進めていくことが大変重要でございますので、皆様方には、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、それぞれの専門的なお立場からご審議いただきました健康くまもと21推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民の皆様や関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和6年(2024年)3月

熊本市長 大西一史



第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景及び趣旨	7
2 計画の策定根拠と位置づけ	8
3 本市における関連計画	9
4 計画の期間	10

第2章 第2次健康くまもと21基本計画各指標の最終評価

1 平均寿命と健康寿命	11
(1) 平均寿命	11
(2) 健康寿命	11
2 市民が自身の健康状態をどのように感じているかを評価する主観的健康観や健康づくりに取り組む市民の割合	12
3 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	13
(1) がん	13
(2) 循環器疾患	13
(3) 糖尿病	13
(4) CKD(慢性腎臓病)	14
4 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	14
(1) こころの健康	14
(2) 次世代の健康	15
(3) 働き盛り世代の健康	16
(4) 高齢者の健康	16
5 健康づくりを進める生活習慣の改善と環境づくり	17
(1) 栄養・食生活	17
(2) 身体活動・運動	17
(3) 休養	18
(4) 飲酒	18
(5) 喫煙	19
(6) 歯・口腔の健康	19
6 健康を支え、守るための社会環境の整備	20
(1) 小学校区単位の健康まちづくり	20
(2) 健康づくりを支えるボランティアの養成・支援	20
(3) 企業・大学等の健康づくり活動の促進	21
7 全評価指標の最終評価	21
8 健康寿命の現状の要因となると考えられる指標の最終評価や健康データから見える主な健康課題	21

目次

第3章 計画の基本的な考え方

1	めざすもの(理念)	23
2	全体目標	23
3	全体方針	24
	(1) 健康意識の醸成	24
	(2) 健康分野における地域コミュニティづくり	24
4	計画の体系図	24

第4章 熊本市の健康づくりにおける重点取組(健くま重点取組)

1	若い年代からの運動習慣の定着化と骨粗鬆症の予防	27
2	がん検診受診率の向上	27
3	食に対する安心感の向上	28
4	持続可能な食を支える食育の推進	28
5	こどものむし歯有病率の低減	29
6	歯周病有病率の低減	30

第5章 熊本市健康増進計画(第3次)

1	生活習慣の改善と環境づくり	31
	(1) 食の安全安心の確保と食育の推進	31
	(2) 身体活動・運動の促進	31
	(3) 休養の促進	33
	(4) 飲酒の抑制	34
	(5) 禁煙の支援と受動喫煙防止	36
	(6) 歯と口腔の健康づくりの推進	39
2	生活習慣病の発症予防と重症化予防	39
	(1) がん予防等対策	39
	(2) 循環器疾患対策	42
	(3) 糖尿病対策	46
	(4) CKD対策	49
3	健康になれるコミュニティづくり	51
	(1) 校区単位の健康まちづくり	51
	(2) 健康づくりを支えるボランティアの育成・支援	52
	(3) 企業・大学等の健康づくり活動の促進	53
	(4) こころの健康づくり	54
4	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	57
	(1) こどもの健康づくり	57
	(2) 女性の健康づくり	58
	(3) 働き盛り世代の健康づくり	60
	(4) 高齢者の健康づくり	61

目次

【参考】熊本市健康まちづくり活動方針(第2期)※要約	63
----------------------------	----

校区単位の健康まちづくり 各区活動方針	64
---------------------	----

1 中央区	64
2 東区	67
3 西区	70
4 南区	72
5 北区	76

第6章 熊本市食の安全安心・食育推進計画(第4次)

1 前計画の取組の評価	80
(1) 食の安全安心の確保	80
(2) 食育の推進	82
2 熊本市の食を取り巻く現状	84
(1) 「くまもとの食」の生産状況	84
(2) 食の安全安心の現状	85
(3) 食に関する関心や意識	93
(4) 食生活の現状	94
(5) 生活習慣病予防に着目した食生活の現状	101
(6) 食に関わる環境の状況	104
3 熊本市の食を取り巻く課題	108
【食の安全安心を確保する上での課題】	108
(1) 生産から消費までの各段階における食品の安全性確保	108
(2) 食品の安全確保体制の整備	108
(3) 食に関する関係者間の情報共有と相互理解	108
【食育を推進する上での課題】	109
(1) 家庭や地域において、「共食」を通じた食育の推進	109
(2) 生活習慣病予防を基本とした食育の推進	109
(3) みんなで一緒に進める食育	110
(4) 「くまもとらしさ」を活かした、持続可能な食を支える食育の推進	110
4 計画の理念と体系	111
(1) 計画の理念	111
(2) 計画の体系	112
5 食の安全安心の確保	114
(1) 食の安全安心を確保するための計画の目標と計画の方針	114
(2) 「食の安全安心の確保」に関する施策の体系	116
(3) 検証指標	118
(4) 具体的な施策の展開	119

目次

6	食育の推進	136
	(1) 食育を推進するための計画の目標と計画の方針	136
	(2) 「食育の推進」に関する施策の体系	138
	(3) 検証指標	140
	(4) 具体的な施策の展開	141
第7章 熊本市歯科保健基本計画(第4次)		
1	計画の理念と体系	167
2	基本的な考え方	169
	(1) 計画の目標	169
	(2) 計画の方針と取り組むべき施策の方向性	169
3	歯科口腔保健の現状と課題と主な取組	170
	【ライフステージの特性に応じた歯科口腔保健の推進】	170
	(1) 歯科疾患の予防	170
	①むし歯	170
	②歯周病	173
	③歯科検(健)診	176
	④フッ化物の応用	177
	(2) 口腔機能の獲得、維持、向上	179
	①不良習癖と不正咬合	179
	②咀嚼	179
	③オーラルフレイル	180
	【定期的に歯科検(健)診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進】	184
	(1) 施設での歯科検(健)診	184
	【誰もが等しく歯と口腔の健康づくりができる社会環境の整備】	185
	(1) 多様な関係者(保健・医療・福祉・労働衛生・教育・食育等)との協働・協力の強化による総合的な歯と口腔の健康づくりの推進及び歯と口腔の健康づくりに関する知識を有する人材の養成と支援	185
	(2) 災害時における歯科保健対策	186
4	成果指標一覧	187
5	熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例	190
第8章 推進体制		
1	計画の推進	195
	(1) 市民、関係機関・団体、行政の協働による取組	195
	(2) 推進組織による進行管理	195
2	進行管理	196
参考資料		197



第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景及び趣旨

熊本市では、市民が自分らしくいきいきと輝いて暮らすことができることを最終目標に、市民と行政が協働で取り組む健康づくりの指針として「健康くまもと21基本計画」を平成14年(2002年)3月に策定しました。その後、平成24年度(2012年度)にこれまでの取組について、健康くまもと21推進市民会議と行政による評価を行うとともに、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」の基本的な方針を勘案し、市民の健康づくりに関する目標と方向性を明確にするため「第2次健康くまもと21基本計画」を策定しています。

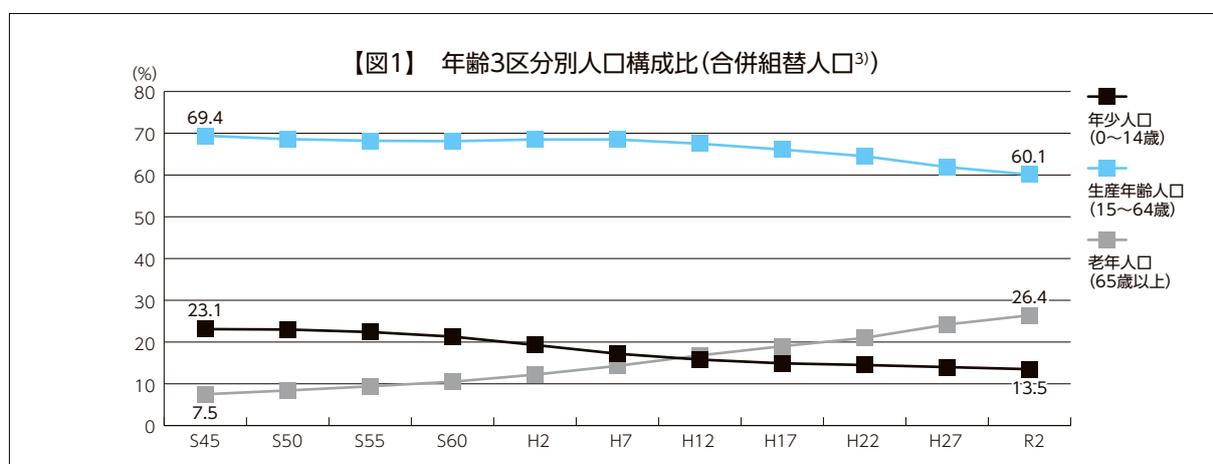
本市人口は、令和2年(2020年)の国勢調査において戦後初の人口減となり、年少人口と生産年齢人口は減少する一方で、老年人口は増加を続ける見込みです(図1～図3)。

このような本格的な人口減少と少子高齢化の到来で、社会保障費の増大や、世帯構造の変化による地域コミュニティ活動の衰退などが心配されます。

人生100年時代をいきいきと活躍しながら生きるために、健康の重要性は益々高まっていますが、このように健康づくりに大きな影響を及ぼす人口・社会構造の変化を捉えて、国の健康日本21(第3次)においても、個人の行動や健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命¹⁾の延伸及び健康格差の縮小を実現することが重要とされています。

このような課題を踏まえ、乳幼児から高齢者までのライフコース²⁾全体にわたって総合的に健康づくりを推進するため、食の安全安心の確保や食育の推進、歯科口腔保健の施策を一体的に進めていくことが必要です。そのため、本計画は「熊本市健康増進計画」、「熊本市食の安全安心・食育推進計画」、「熊本市歯科保健基本計画」を一本化した「第3次健康くまもと21基本計画」を策定するものです。

【人口動態などの保健統計】

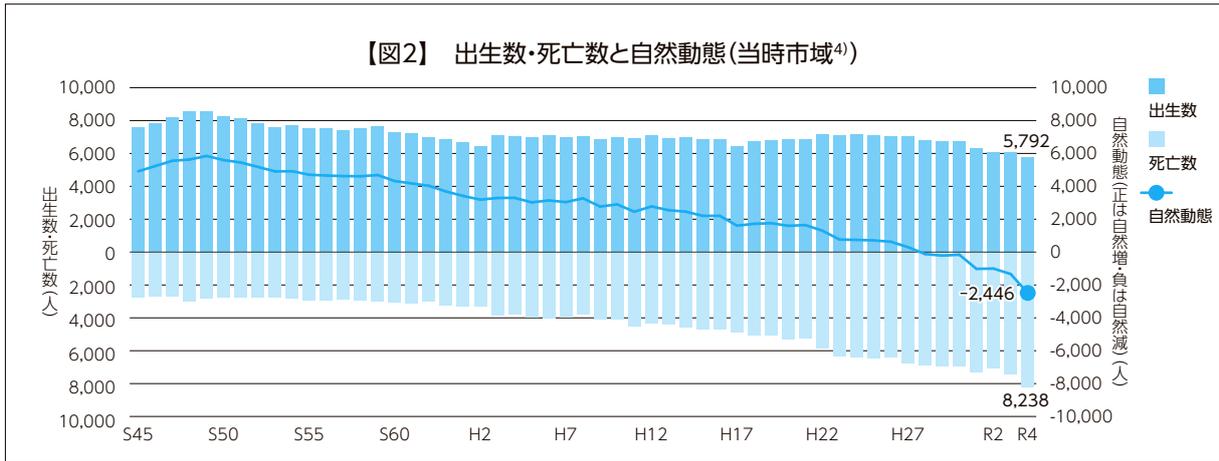


出典:熊本市人口ビジョン

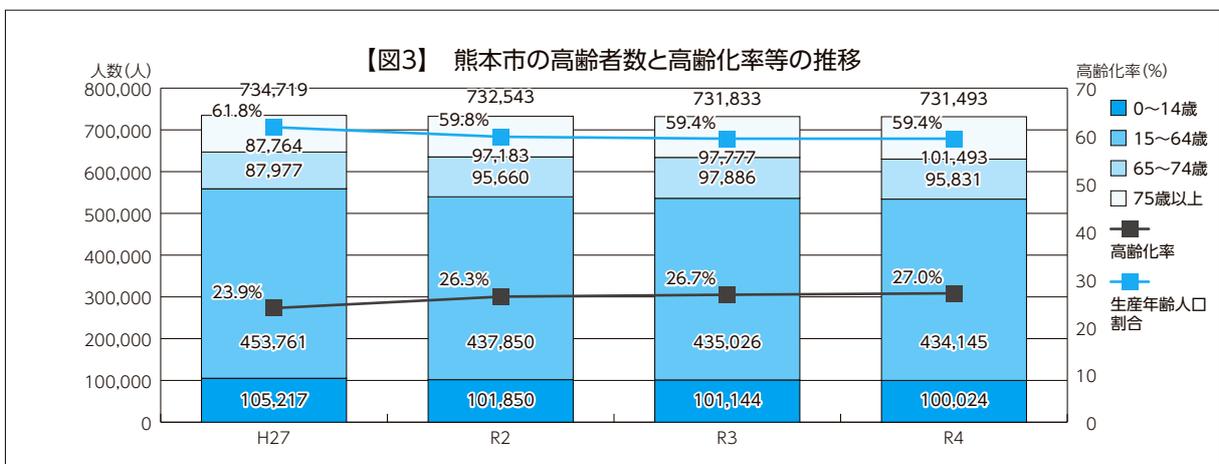
1) 健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。3年ごとに実施される「国民生活基礎調査(大規模調査)」で得られた「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問で得られたデータ等をもとに算出している。

2) ライフコース…胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えること。

3) 合併組替人口…国勢調査人口を現在の市域に組み替えた人口。



出典:熊本市人口ビジョン



出典:「熊本市の保健福祉」より作成

2 計画の策定根拠と位置づけ

「第3次健康くまもと21」で一本化する3つの計画に関する策定の根拠は、それぞれ以下のとおりです。

<健康増進に関すること>

健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として、本市における健康づくりの指針とするもの。

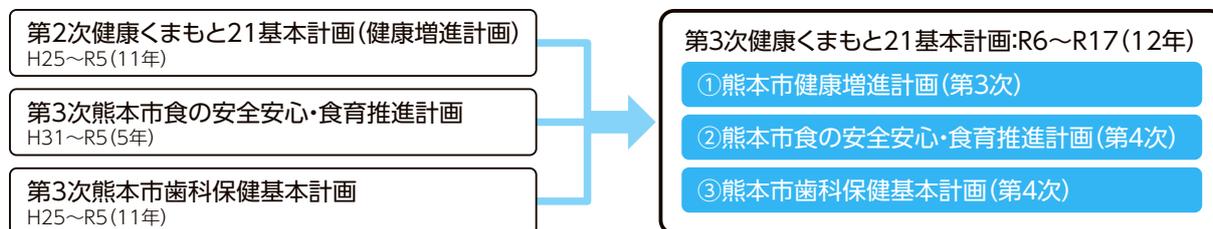
<食の安全安心と食育推進に関すること>

食品安全基本法第7条に基づき本市の食の安全安心に関する施策の方向性を示すとともに、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として「食の安全安心の確保」と「食育の推進」に関する基本指針を定めるもの。

4) 当時市域…調査年次当時の市域。

<歯科保健に関すること>

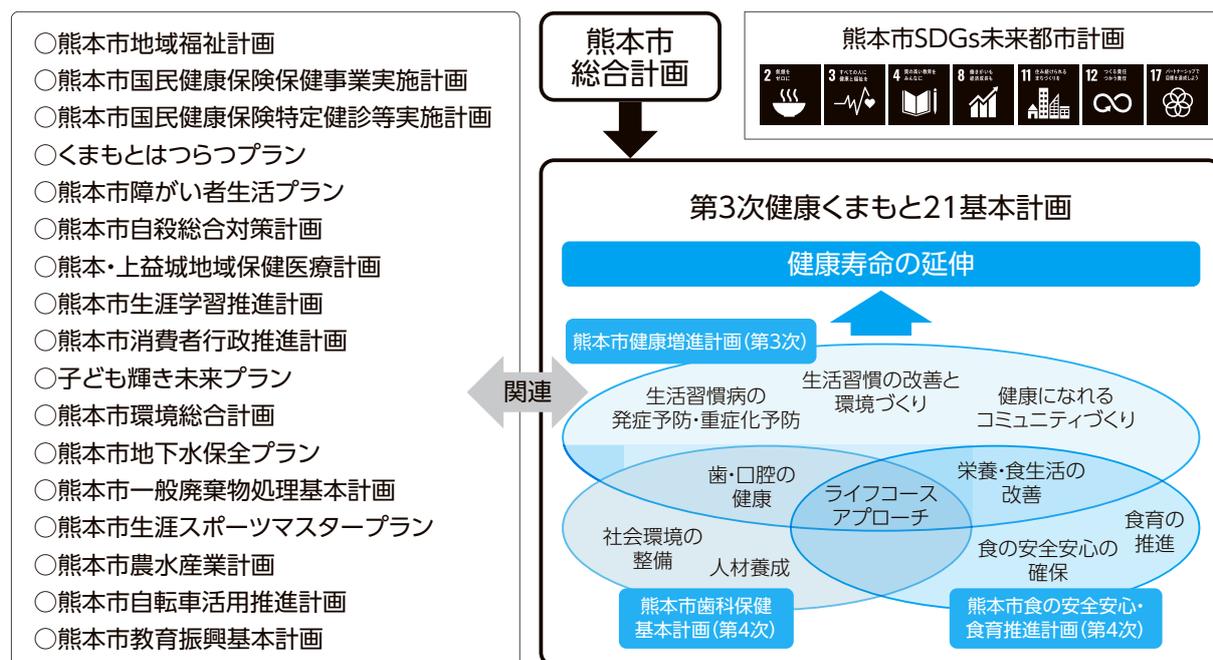
熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条及び歯科口腔保健の推進に関する法律第3条に基づき「歯科保健基本計画」として、本市の歯科口腔保健推進に関する施策等を定めるもの。



なお、3つの計画の一体的な策定を図るにあたり、全体の基本となるのは、食の安全安心の確保と食育推進に関することと歯科保健に関することを含む健康増進計画であることから、本計画全体の理念等、計画の方針は健康増進計画に則るものとしています。そのうえで、全体の目標である健康寿命の延伸に向けて、食の安全安心・食育推進計画と歯科保健基本計画については、本計画の方針と整合するそれぞれの分野のより詳細な理念等を設定し、具体的に取り組んでいくこととするものです。

3 本市における関連計画

第3次健康くまもと21基本計画では、本市の健康増進を取り巻く現状等を踏まえ、国や県の計画や、以下の図のとおり総合計画や本市の関連する計画と整合性を図りながら必要な施策について策定しました。



4 計画の期間

第3次健康くまもと21基本計画の計画期間は、国の健康日本21(第3次)にあわせて令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までの12年間とします。

